

## この離職票だけでは受給手続きができません

- (1) 本日交付しました雇用保険被保険者離職票(以下「離職票」)は、**被保険者期間**(※1)が不足しているため、この離職票だけでは受給手続きができませんのでご注意ください。
- (2) この離職票以外の離職票をお持ちの方は、他の離職票と合わせれば受給資格を満たす場合がありますので、公共職業安定所(ハローワーク)にお尋ねください。
- (3) 雇用保険の受給資格要件は、原則として、離職の日以前2年間に12か月の**被保険者期間**(※1)が必要です。ただし、**特定受給資格者又は特定理由離職者**(※2)の場合は、離職の日以前1年間に**被保険者期間**(※1)が6か月でも受給資格要件を満たします。

### (※1) 被保険者期間とは

- ・ 離職日から遡って1か月ごとに区切った期間に、賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月のことです。
- ・ 1か月未満の期間に11日以上賃金支払基礎日数があっても、被保険者期間とはみなされません。
- ・ 離職日が令和2年8月1日以降の場合は、「賃金支払の基礎となった時間数が80時間以上ある月」も1か月として算定できます。

### (※2) 特定受給資格者及び特定理由離職者とは

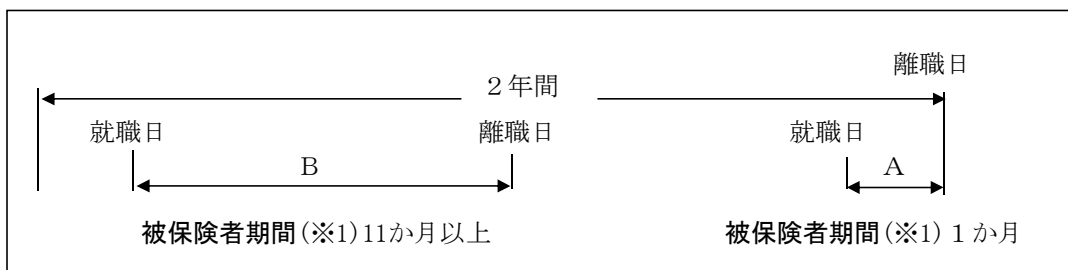
愛知労働局HPに掲載のリーフレット「特定受給資格者及び特定理由離職者の範囲と判断基準」をご覧ください。

【URL】[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/pamphlet\\_form/\\_121786/\\_122012\\_00002.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/pamphlet_form/_121786/_122012_00002.html)

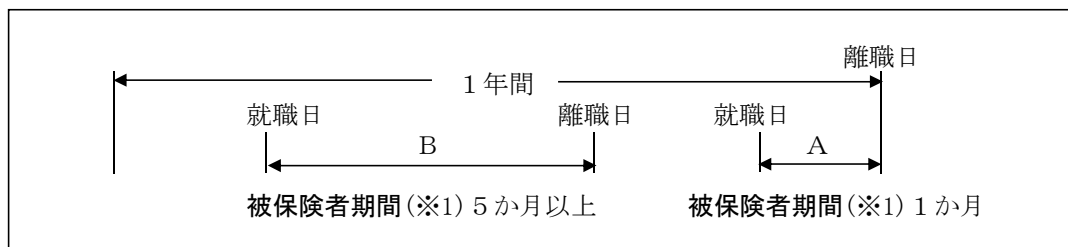
ご不明な点は、ハローワークの窓口にご相談ください。

以下の例示は、2枚の離職票で受給資格要件の**被保険者期間**(※1)を満たす場合です。(Bの離職票で受給資格決定していない場合に限ります。)

#### 【例示1】原則(離職の日以前2年間に12か月の**被保険者期間**(※1)が必要)



#### 【例示2】Aを離職した理由により、**特定受給資格者又は特定理由離職者**(※2)に該当する場合(離職の日以前1年間に6か月の**被保険者期間**(※1)でも受給資格要件を満たす)



\* 特定受給資格者又は特定理由離職者(※2)の場合は、離職日以前2年間に**被保険者期間**(※1)が12か月(例示1)もしくは離職日以前1年間に**被保険者期間**(※1)が6か月(例示2)いずれかの要件で受給手続きができることとなります。